

別添 1

## 仕 様 書

### 1 業務名

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託（以下「本件業務」という。）

### 2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 3 業務の目的

本件業務は、鳥取県立厚生病院の病棟が供用開始から 38 年を迎えたことを踏まえ、将来的な病院施設を視野に入れつつ、今後の医療提供体制や施設設備のあり方を関係者で議論するにあたり、議論に必要な人口構造や疾病構造の変化など基礎的な情報の収集・整理やその他議論の支援を得ることを目的として実施する。

### 4 業務の内容

当院施設設備や医療提供体制の将来構想について、初期段階における関係者での検討の支援を行うこととし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 将来構想を検討する上で必要な基礎的なデータの整理・分析
- (2) 地域の中核病院に求められる医療提供体制、施設機能のトレンド及び他の地域の先進事例の調査・分析、将来的見通しの提示
- (3) (1) 及び (2) の結果による論点整理、会議資料作成及び説明等の会議運営の補助

### 5 業務の実施条件等

- (1) 上記 4 (1) の基礎的なデータの整理・分析に際して、当院及び中部医療圏の現状と課題を明確に提示できるようにすること。
- (2) 上記 4 (2) の業務に際して、当院が現在担っている機能を十分理解した上で、再編、ネットワーク化など他地域の事例の効果・課題等についても整理するとともに、資料のとりまとめを当院と適宜協議し、意向を踏まえて行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の中間的なとりまとめを令和 6 年 1 2 月までに行い、令和 7 年 1 月から開催する院内定例会議（※）においてその説明・報告を行うとともに、議論のとりまとめの支援を行うこととし、その時期、頻度、内容等については事前に当院と協議すること。

なお、会議はWEB方式での参加で差し支えない。また、スケジュールについて前倒しを計画することは差し支えない。

※院内定例会議（予定）

毎週火曜日午後 3 時から（所要時間：1 時間程度）

参集範囲 院長、副院長、看護局職員、医療情報・事務部門職員（計 11 名）

- (4) 最終成果物は書面で 1 部提出するとともに電子ファイルで提供すること。なお、(3) の会議資料は電子ファイルのみで差し支えない。
- (5) 業務の進捗管理、調査分析の内容、結果報告方法等具体的な業務内容については、当院と適宜情報共有し、協議の上で進めること。
- (6) 注意事項  
①他機関の調査、分析又は論文等を引用する場合は、出典元、調査時期及び調査者等を明

示すること。

- ②当院に係る診療、医事、経営等各種情報については、本件業務に必要な範囲内で提供する。必要な情報の内容、範囲、提供方法等については適宜協議すること。
- ③本件業務により知り得た情報及び本件業務による成果物（中間成果物を含む。）は、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。ただし、事前にその目的、提供先、提供する情報の範囲等を明確にして当院の承諾を得た場合についてはこの限りではない。また、情報漏洩への対策を講じるとともに、情報漏洩（情報漏洩疑いを含む。）事案が発生した場合は、速やかに当院へ一報するとともに、漏洩の時期、範囲及び原因等について究明し報告すると同時に措置と対策について当院に協議すること。
- ④③の取扱いは委託契約期間終了後も同様とする。

## 6 その他

- （1）本件業務の遂行にあたっては、当院と随時協議・調整を行うこと。
- （2）十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- （3）受託者は本件業務について再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に委託者に報告し承認を得た場合はこの限りでない。
- （4）受託者は、本件業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- （5）委託者は、本件業務が完全に履行された場合に委託料を支払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なった場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。
- （6）本件業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、当院と協議を行うこと。